

令和7年度

保留地及び市有地販売案内

申 込 期 間 令和7年11月17日（月）から
 11月28日（金）まで
 （土・日・祝日を除く）

申 込 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)

申 込 受 付 場 所 入間市役所 C棟3階 区画整理課

抽 せ ん 日 令和7年12月10日（水）
 （午前10時30分～受付）

抽 せ ん 場 所 入間市役所 C棟5階 503会議室

問い合わせ 入間市役所 電話04-2964-1111 (代表)

- ・保留地（16街区27画地）に関する事

区画整理課 入間市駅北口担当 内線 3 3 4 3 ・ 3 3 4 4 ・ 3 3 4 6
mail : ir275000@city.iruma.lg.jp

- ・市有地（16街区30-2画地）に関する事

管財課 財産・庁舎・自動車担当 内線 2 2 5 1 ・ 2 2 5 2 ・ 2 2 5 4
mail : irl43000@city.iruma.lg.jp

目 次

公開抽せんにより公売する保留地及び市有地	
1	位置図 1
2	販売地の概要 3
3	手続方法等 5
	○抽せん参加の申込みについて 5
	○公開抽せんの開催について 8
	○契約日時等、残金支払い、土地の引渡しについて 9
	○所有権移転登記、土地に係る税金について 10
	○保留地及び市有地の売買代金の精算・清算金について 11
	○保留地担保協定を締結している金融機関について 11
	○申込みのない場合について 12
4	対象地の土地条件等 13
	○法規制 13
	○その他事項 14

位置図

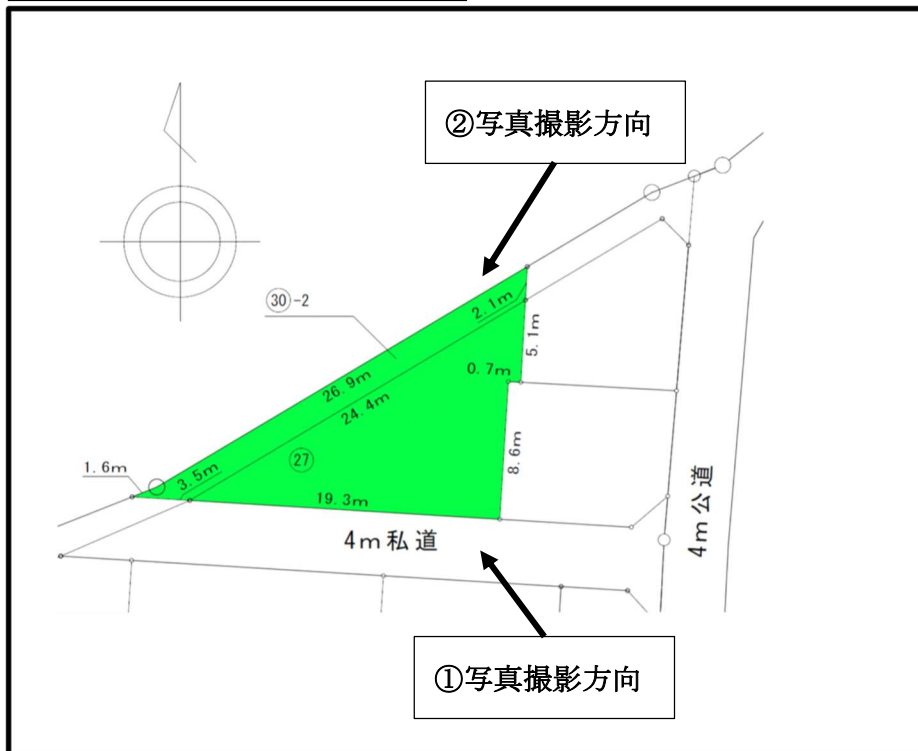


完成予想図

現地詳細図

16 街区 27 画地（保留地）

16 街区 30-2 画地（市有地）



①写真（令和7年中に前面道路を舗装予定）



②写真（切り株は伐根予定）

保留地の概要【区画整理課販売分】

項 目	概 要		備 考
街 区 番 号	16街区		
画 地 番 号	27画地		
面 積	132㎡		
㎡ 当 り 単 価	96,100円		
販 売 価 格	12,685,200円		
(参考)坪換算	面 積	約40坪	
	単 価	約317,130円	
用 途 地 域	第1種住居地域		準住居地域に変更予定 ※詳細は都市計画課まで
建 ぺ い 率	60%		
容 積 率	160%		
電気、ガス、飲用水、の供給施設及び排水施設の整備状況	電 気	使用可能	※詳細は東京電力(株)まで
	ガ ス	接道に都市ガス管理設有り	※詳細は入間ガス(株)まで
	上 水 道	使用可能	敷地内取出しは自己負担
	下 水 道	使用可能	敷地内取出しは自己負担
交 通 の 利 便	西武池袋線 入間市駅まで約550m、徒歩約7分		

※詳細については各担当にお問い合わせください。

市有地の概要【管財課販売分】

項 目	概 要		備 考
街 区 番 号	16街区		
画 地 番 号	30-2画地		
面 積	46.53㎡		
㎡ 当 り 単 価	96,100円		
販 売 価 格	4,471,533円		
(参考)坪換算	面 積	約14.1坪	
	単 価	約317,130円	
用 途 地 域	第1種住居地域		準住居地域に変更予定 ※詳細は都市計画課まで
登 記 地 目	宅地		
建 ぺ い 率	60%		
容 積 率	160%		
電気、ガス、飲用水の供給施設及び排水施設の整備状況	電 気	使用可能	※詳細は東京電力(株)まで
	ガ ス	接道に都市ガス管理設有り	※詳細は入間ガス(株)まで
	上 水 道	使用可能	敷地内取出しは自己負担
	下 水 道	使用可能	敷地内取出しは自己負担
交 通 の 利 便	西武池袋線 入間市駅まで約550m、徒歩約7分		

※詳細については各担当にお問い合わせください。

手続方法等

1) 物件の確認について

申し込みの前に必ず「保留地及び市有地販売案内」をご確認のうえ、現地をご覧ください。原則として現況引渡しでの契約となります。本物件の土地に係る地盤調査、地中レーダー探査及び地耐力調査は実施していません。必要に応じて購入者で実施してください。なお、入間市は、土地に係る契約不適合責任（地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）を原則負いません。

現地説明会は実施しませんので、不明な点等がございましたら区画整理課（保留地に関すること）または管財課（市有地に関すること）にお問い合わせください。

2) 抽せん参加の申込みについて

《保留地について：区画整理課》

今回販売する保留地は、換地処分に伴う登記が完了するまでは、抵当権の設定ができませんので、融資を受ける場合は、事前に金融機関等とよく相談してください。入間市と保留地担保協定を締結している金融機関は11ページをご覧ください。

《市有地について：管財課》

今回販売する市有地は、保留地と異なり登記があるため、抵当権の設定はできますが、保留地と一括でご購入いただくことが申込みの条件となっています。したがって、融資を受ける場合は、入間市と保留地担保協定を締結している金融機関にご相談ください。

(1) 申込資格

個人または法人となります。共有名義または代理人による申込みも可とします。ただし、今回の保留地は隣接する市有地と一体で販売するため、区画整理課の保留地（16街区27画地）と管財課の市有地（16街区30-2画地）を一括で購入できる者に限ります。

上記以外で、次の事項のいずれかに該当する場合は申込みできません。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員

(2) 申込方法

《保留地公売の申込必要書類：区画整理課》

① 「抽せん参加申込書」(様式第8号) 2通

② 個人の場合：住民票(世帯全員) 1通

法人の場合：法人登記事項証明書 1通

※いずれも3ヶ月以内に交付されたもの

③ 「保証金返還請求書」 1通

※当選されなかった場合、後日口座振込により返還します。

④ 代理人が申込みをする方は、「代理人選任届」、選任者の印鑑登録書、各1通提出が必要となります。

⑤ 抽せん参加保証金 50万円

(区画整理課が発行する「納入通知書」により指定金融機関に納入していただきます。)

《市有地公売の申込必要書類：管財課》

① 「売却申込書」 1通

② 個人の場合：住民票(世帯全員) 1通

法人の場合：法人登記事項証明書 1通

※いずれも3ヶ月以内に交付されたもの

③ 代理人が申込みをする方は、「代理人選任届」、選任者の印鑑登録書、各1通提出が必要となります。

◆申込みの制限◆

① 個人及び法人で同一の方による複数画地の申込みは出来ません。

② 申請者が個人の場合で、その同一世帯の方からの申込みは出来ません。

③ 個人として申込みされた方が、別途、自身が代表を務める法人名義で同一画地に申込みは出来ません。

・保留地売買契約書の名義は、抽せん参加申込書に記載された個人または法人となります。
市有地売買契約書及び所有権移転登記についても、売却申込書に記載された個人または法人となります。

共有名義を希望される方は、抽せん参加申込書及び売却申込書に連名で記入し、共有者

全員の住民票を提出してください。

- ・申込時に提出した必要書類については、返却いたしません。

(抽せん申込書及び売却申込書は区画整理課窓口・管財課窓口・入間市ホームページで入手できます。)

《抽せん参加保証金納入期限》

期 限 令和7年12月2日(火)

《申込みの取消し》

①期 限 令和7年12月2日(火)

- ・「抽せん参加申込取消届」を提出してください。

《申込み期間・場所》

①期 間 令和7年11月17日(月)～11月28日(金)

②時 間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
(正午～午後1時00分を除く)

③場 所 《保留地》

入間市役所C棟3階 区画整理課 入間市駅北口担当

電話04-2964-1111(内線3343・3344・3346)

《市有地》

入間市役所B棟2階 管財課 財産・庁舎・自動車担当

電話04-2964-1111(内線2251・2252・2254)

(3) 申込の無効

次の事項に該当する場合は、申込を無効とします。

- ・申込資格がないとき
- ・抽せん参加申込書に虚偽の記入、記入間違い、記入漏れがあったとき
- ・所定の申込書を使用しなかったとき
- ・抽せんに参加しようとするものを妨げた者

3) 公開抽せんの開催（当選者の決定）について

(1) 抽せん日時・場所

①日 時 令和7年12月10日（水） 午前10時45分予定

（受付は午前10時40分までに済ませてください。）

②場 所 入間市役所C棟5階 503会議室

(2) 抽せん日に持参していただく書類等

- ・納入済通知書（保留地分）及び申込受付書（市有地分）を持参してください。
申込受付書（市有地分）については、申込み受付後、郵送します。
- ・抽選及び当選者発表の場所に代理人が出席する場合は、予め12月2日（火）までに「代理人選任届」、「選任者の印鑑証明書」（3ヶ月以内に交付されたもの）を区画整理課及び管財課に提出してください。

(3) 抽せん方法

- ・抽せんは、公告した抽せんの日時及び場所において公開で行います。
- ・抽せん開始時刻に遅れた場合、失格とします。
- ・欠席した場合は、棄権したものとみなします。
- ・申込者が1名の場合、その者を当選者とします。
- ・申込者が2名以上の場合、公開抽せんにより当選者を決定します。
- ・当選者には「保留地売却決定通知書」（様式第10号）及び「市有地売却決定通知書」により通知します。
- ・抽せんの妨害等、秩序の維持に支障があると認めたときは、その抽せん参加者に退場を求め、失格とします。
- ・抽せん当日、体調不良と思われる方については、入室をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

《抽せん保証金の返還》

当選しなかった方に対しては、納めていただいた50万円の抽せん保証金を返還請求書により、本人名義の口座に後日振り込みます。

4) 契約日時及び場所

《保留地売買契約：区画整理課》

①契約日時 令和7年12月25日（木） 午前11時00分予定

②場 所 入間市役所C棟3階 区画整理課

・当選者は、契約時契約保証金として、100万円を納付していただきます。

（ただし、抽せん参加保証金50万円を充当いたします。）

・収入印紙は買受人の負担となりますのでご了承ください。

・保留地売買契約書は、契約手続きにより一旦お預かりします。

・契約印を押印後、保留地売買契約書は買受人にお渡しします。

《市有地売買契約：管財課》

①契約日時 令和7年12月25日（木） 午前11時30分予定

※保留地売買契約締結後

②場 所 入間市役所B棟2階 総務部管財課

・購入者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約の締結と同時に、入間市が発行する納入通知書兼領収証書により納付していただきます。

・収入印紙は買受人の負担となりますのでご了承ください。

・市有地売買契約書は、契約手続きにより一旦お預かりします。

・契約印を押印後、市有地売買契約書は買受人にお渡しします。

《保留地及び市有地売買契約の解除について》

契約締結以降に、次のいずれかに該当するときは、契約を解除いたします。

・契約事項に違反したとき。

・期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めるとき。

※上記の理由で契約を解除した場合、既に納付した契約保証金は還付しませんのでご了承ください。

5) 残金の支払い

《保留地について：区画整理課》

・契約を締結した日から90日以内に保留地契約代金の残金（保留地公売価格から契約保証金を差し引いた額）を納入していただきます。

- ・納期限までに納付しない購入者に対しては納付期限経過後20日以内に催促状を発行し、催告することになります。

＜市有地について：管財課＞

- ・契約を締結した日から60日以内に市有地契約代金の残金（市有地公売価格から契約保証金を差し引いた額）を納入していただきます。

6) 土地の引渡しについて

＜保留地について：区画整理課＞

- ・売買代金の完納後、「保留地引渡書」の交付をもって土地の引渡しとなります。
- ・購入者は、保留地の受領と同時に、土地利用を開始することができます。

＜市有地について：管財課＞

- ・売買代金完納と同時に工作物（木柵等）を含め、現状のまま引渡しがあったものとします。

7) 所有権の移転登記について

＜保留地について：区画整理課＞

- ・保留地は、土地引渡し時点では、登記簿が存在しません。換地処分までは「保留地台帳」をもって所有権等の管理を行います。保留地の権利譲渡、分割、住所又は名称等の変更については、区画整理課への届出が必要となります。
- ・不動産登記簿は、換地処分の公告の日の翌日に新しく作成され、その後に購入者への所有権移転登記を行います。また、所有権移転登記をする際、登記諸費用は購入者の負担となります。

＜市有地について：管財課＞

- ・市有地は、登記簿が存在します。そのため、物件の所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは、入間市が書面により行いますが、移転登記に必要な登録免許税（オンライン申請による軽減はありません。）は購入者の負担となります。

※ 所有権移転登記に際して、別途必要書類の提出をお願いします。

- ・所有権移転登記の完了後に、市有地の権利譲渡、分割、住所又は名称等の変更が生じ

た場合は、所沢法務局で手続きをお願いします。

8) 土地に係る税金について

○固定資産税・都市計画税

取得した資産(土地に)対する税金です。土地引渡しを行なった翌年から課税されます。
資産税課より納税通知書も発行等が行われます。

○不動産取得税

不動産の取得に対する税金です。売買契約が締結された時点で課税されます。埼玉県
飯能県税事務所より納税通知書の発行等が行われます。

※各税の税率や納付についての詳細は、関係機関へ直接問い合わせください。

【問い合わせ先】

入間市役所資産税課 土地担当 電話 04-2964-1111 (内線 2134・2135)

埼玉県飯能県税事務所 課税第二担当 電話 042-973-5616

9) 保留地及び市有地の売買代金の精算・清算金について

《保留地について：区画整理課》 売買代金の精算：あり 清算金：なし

○保留地の地積は、換地処分（概ね18年後）により確定しますので、契約時の地積に増減があった場合は、その増減した地積に対し、売買契約時単価をもって精算をしていただくことになります。

なお、保留地は区画整理事業によって生み出された土地のため、従前地が存在しません。
このため、清算金の徴収・交付の対象の土地ではありません。

《市有地について：管財課》 売買代金の精算：なし 清算金：あり（交付予定）

○市有地の地積は、換地処分により確定しますが、契約時の地積に増減があった場合は、その増減した地積に対し、売買契約時単価をもって精算することはありません。
ただし、従前地が存在するため、清算金の徴収・交付の対象の土地となります。

10) 保留地担保協定を締結している金融機関について

○今回販売する保留地は、換地処分に伴う登記が完了するまでの間、抵当権の設定ができません。現在、下記の金融機関と保留地担保協定を締結しておりますので、詳細は各金融機関に直接お問合せください。

金融機関名	支店名	電話番号
埼玉りそな銀行	入間支店	04-2964-2121
武蔵野銀行	入間支店	04-2962-7111
飯能信用金庫	黒須支店	04-2964-2131
埼玉県医師信用組合	本店	048-824-2651

1 1) 申込みのない場合について

○申込みのない場合は、抽選日以降、先着にて販売いたします。

対象地の土地条件等

1 建築物等の施工に対する法規制

(1) 都市計画法・建築基準法について

都市計画区域	市街化区域
用途地域	販売地の概要参照
建ぺい率	販売地の概要参照
容積率	販売地の概要参照
高度地区	無
防火地域等	建築基準法第22条指定区域
地区計画	無 ※設定予定あり（詳細は都市計画課へお問い合わせください）
日影規制	有

【問い合わせ先】

- ・都市計画法に関すること：入間市役所都市計画課 計画・公共交通担当

電話04-2964-1111(内線3313・3314)

- ・建築基準法に関すること：入間市役所開発建築課 建築審査担当

電話04-2964-1111(内線3321・3324)

(2) 土地区画整理法について

土地区画整理法では、事業を円滑に進めるために事業の障害となる行為を制限しています。事業施行地区内における建築、盛土等の行為は、土地区画整理法第76条の規定に基づき、入間市長の許可が必要となります。

よって、建築確認申請の前に、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可申請を区画整理課に申請してください。

【問い合わせ先】

区画整理課 管理担当 電話04-2964-1111(内線3341・3342)

2 その他の事項

(1) 購入後の土地の維持管理について

周辺には既に生活している方がいらっしゃいますので、区画の草刈りなど、適正な管理をお願いします。

(2) 上水道について

水道工事（給水装置工事）の実施前に、必ず入間市水道お客様センター（給排水担当）と協議を行ってください。協議のない場合は、建築計画等に対するご要望の給水方式等の工事が不可となる場合があります。

- ・ 前面道路には、配水管が布設されています。保留地に水道管の引込みはありません。水道工事は自己負担により実施してください。
- ・ 建物の計画内容により給水方式・分岐口径・水道メーターの選定が異なります。また水道メーターの設置数に応じて、水道利用加入金・配水管工事負担金の納付が必要になります。
- ・ 水道工事は、入間市水道事業給水条例に基づき、着手前までに入間市の承認を受ける必要があります。また、工事の申込み・施工は入間市指定の給水装置工事事業者に依頼をお願いします。

【問い合わせ先】

電話 04-2964-1111（代表）

水道施設課 給水・維持管理担当 （内線2243・2244）

入間市水道お客様センター （内線2211・2212）

(3) 污水排水・雨水排水について

① 污水

前面道路には、污水管が埋設されています。

下水道工事は自己負担により実施してください。

また、工事の申込み・施工は入間市指定下水道工事店に依頼をお願いします。

【問い合わせ先】

電話 04-2964-1111（代表）

下水道施設課 排水・維持管理担当 （内線2231・2232）

入間市水道お客様センター （内線2211・2212）

② 雨水

雨水は宅地内で処理（浸透）をお願いします。

【問い合わせ先】

区画整理課 入間市駅北口担当

電話 04-2964-1111（内線 3345）

（４）都市ガスについて

接道には、都市ガス本管が埋設されています。本管から保留地までの引込みの費用や工事の手続きの詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

入間ガス 営業開発チーム 電話 04-2964-1571

（５）電柱支線の占用について

保留地の敷地内には、電柱の支線が占用されているところがあります。

移設、撤去等についてのご相談は下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東京電力パワーグリッド(株) 川越支社 電話 0120-995-007

（６）住居表示について

建築物の建築と合わせて「住居番号付定届」、転居後に「住民異動届」を入間市市民課に提出していただく必要があります。

【問い合わせ先】

市民課 管理担当・住民記録担当

電話 04-2964-1111（内線 2221・2224）

（７）ごみ集積所について

既存のごみ集積所を使用する際は、使用者（管理者）の了承を得てから使用してください。

【問い合わせ先】

入間市総合クリーンセンター 電話 04-2934-5546

(8) 公立小・中学校の通学区域について

当地区の公立小・中学校の通学区域は、下記のとおりとなっています。

小学校	中学校
豊岡小学校	豊岡中学校

【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課 学事保健担当

電話 04-2964-1111 (内線 4146・4147)

(9) 埋蔵文化財について

当保留地は埋蔵文化財包蔵地区外です。

(10) インターネット光回線の引込みについて

各インターネット事業者にお問合せください。

市役所駐車場について

市庁舎建て替えの関係で、市役所駐車場は駐車台数には限りがございます。満車の際は、旧市民会館駐車場をご利用ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



SDGs未来都市
入間市

《問い合わせ先》

【保留地に関すること】

入間市役所 区画整理課 入間市駅北口担当

TEL 04-2964-1111（内線 3343・3344・3346）

Mail: ir275000@city.ig.jp

【市有地に関すること】

管財課 財産・庁舎・自動車担当

TEL 04-2964-1111（内線 2251・2252・2254）

Mail: ir143000@city.ig.jp